

第15回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年4月11日（金）13:30～15:30

場 所：道民活動センター かでる2・7 820研修室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、林委員、宮田委員、山本委員

（事務局）川城地域主権局長、出光地域主権局次長、渡辺地域主権局参事
志田地域主権局参事

○川城地域主権局長：

定刻になったので、第15回の道州制特区提案検討委員会を開催させていただく。本日は佐藤委員、福士委員がご欠席、宮田委員は、少し遅れるということでご連絡をいただいています。

議事に先立ちまして4月1日付け人事異動で私ども異動がありましたのでご紹介をさせていただきます。まず事務局次長の出光次長でございます。（よろしくお願ひします。）渡辺参事でございます。（よろしくお願ひします。）志田参事でございます。（よろしくお願ひします。）このような事務局体制でやらさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○井上委員長：

新年度初めての道州制特区提案検討委員会の開催をさせていただきます。前回は、北海道経済連合会の大和田専務にお出でいただき、「明日の北海道を考える会」ということで、道外出身の北海道における大手企業の支店長クラスの方々が外部の視点でまとめられた提言についてお話を伺いました。その後、懸案であったプラチナウィークと広域中核都市制度、政令市等の法定要件緩和ということで継続審議となっていた案件について、若干の説明をしていただきました。今後のテーマについてどうするかということについての議論もしました。その中で、「産業・雇用」と「地域再生」の二つをテーマとして、今後の議論を出発すると決定させていただきました。

今後の審議スケジュールとしては、これが7月上旬の答申ということを目途にしながら、月およそ2回程度の会を催させて審議させていただきたい、ということで確認いたしました。本日の議題は、お手元の次第のとおり、分野別協議あるいは継続審議案件、プラチナウィークについてである。前回の委員会第15回委員会はこのようにしましょうという話をさせていただき、それはテーマとして広域中核都市制度、政令市等の法定要件緩和について、自治体関係者を参考として来ていただいて、そこで現場からのお話を賜ったあとで、お話を展開しようというつもりでした。ただ皆様には連絡の行っているとおりでございまして、予定していた方の日程調整がつかないということで、今日はその部分の議論を中心にするというのではなく、次回開催のとき日程調整してやりたいと考えております。

そこで本日は第2回提案の状況について、これは12月に答申があったものですが、3月に全会派一致ということで道議会を通ったということで、それを受けて知事が4月上旬に国に提案をし、そういった点を踏まえ、事務局の方から「（1）第2回提案の状況について」ということでまず報告をしていただきます。

○渡辺地域主権局参事：

第2回提案のこれまでの経過と今後の予定についてご説明させていただきます。

資料1に基づいて説明します。この資料につきましては3月21日に開かれた前回の第14回道州制特区提案検討委員会においてご説明したところですが、本日はその後の状況についてお話させていただきます。

資料1の上の方、地域医療、食の安全・安心、くらしの安全・安心の3分野5項目、これが緊急提案であります。これにつきましては右側にあるように、前回の14回目の委員会が開催されたその日の朝に、総理をトップとする国の推進本部が開催され、すぐその後に閣議が開かれ、基本方針の変更について決定されたことを前回ご報告させていただきました。

その下の環境、観光、地方自治の3分野11項目の第2回提案について、昨年12月18日に委員会に御答申を頂いた後、3月26日の道議会最終日に全会派一致の議決をして頂いたところです。その後、3月31日付けの文書で国に正式提案をさせていただきました。4月5日に、緊急提案の時と同じく、道州制・地方分権改革等調査特別委員会の自民党の竹内委員長と、民主党の高橋副委員長と高橋知事、3者で増田道州制担当大臣に直接お会いをして、この3月31日付けの提案書をお渡ししたところです。

第2回提案の今後の流れにつきましては、資料1の裏側であるが、現在第3段階（国への提案、国との協議、参与会議、推進本部決定）にあるということで、今後、内閣府の方で参与会議、推進本部等を開催して、提案について審議されていくということになりますが、具体のスケジュールについては未定ということで、今後動きがありましたら委員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。ただいま事務局から議題の1「第2回提案の状況について」ということで説明をいただきました。これらの点について委員の先生からご意見やご質問があればお出しいただきたいと思います。（意見・質問なし）

では、議題の2「分野別審議について」に移りたいと思います。これは、第1回目の緊急提案というふうと呼んでいるものでありますけど、道民の皆さんの生活という観点から、緊急に解決を要する身近なテーマということで、事務局の方から説明がありましたように、地域医療や食の安全・安心、くらしの安全・安心ということでまとめて参りました。2回目の答申につきましては、7月に北海道洞爺湖サミットが開催されるということで、そのテーマが環境となっておりますので、環境というテーマと、道内の経済再生につなげるということで観光を主たるテーマといたしました。それに併せて、地方自治も、継続して議論するものではありませんけれども、その一部を私どもで議論をいたしました。それで国に上げたという形になっております。今回、これから議論するのは先ほど申しましたように7月を目途に第3回目の答申ということになって参ります。それにつきましては前回と前々回に先生方にご議論していただきましたように、生活の改善に関わる緊急テーマということでもないし、また、北海道洞爺湖サミットを睨んだテーマということでもなく、実際には残されたものをジャンル別に少し多括りで分類しながら、特に緊急性を要する、あるいは最近の話題になっている所を中心にまとめていこうということで、中分類とすれば1つは「産業・雇用」、もう一つは「地域再生」ということを柱にしながらやっていこうということです。今日は「地域再生」の議論を行う予定でありましたが、（参考人の）日程調整がつかないということで、「産業・雇用」

という所を中心にご議論を頂きたいと思えます。毎回、何度も言っていることですがけれども、「産業・雇用」という中括りの分類に基づきまして、道民の皆様から頂いている関連する提案を基に審議をするということで、今後答申に向けてどのように整理していくのか、良く言う、机の上に置くのか、あるいは一旦本棚に戻すのか、というような事を中心にご議論を頂ければと思えます。まず、資料2、3に基づき事務局から説明をしていただきたいと思います。

○渡辺地域主権局参事：

それでは資料の2、資料の3、参考資料を中心に説明いたします。本日は資料の2を中心にご説明いたします。資料3は資料2の横に置いて必要な都度ご覧下さい。なお参考資料につきましては前回お配りしているものと同じ物ですが、平成19年度に道民の方々から288件の提案を頂いておりまして、これを全て網羅したものでございます。参考資料の1枚目ですが19年度中に14回に渡って検討委員会で検討していただいた結果、288件の道民提案のうち重複を除いた242件になりますが、このうち17件が答申に繋がった提案でございまして、特区提案によらなくても対応可能なものが152件、242件から17件と152件を引くと74件が継続検討という形で残っているということでございます。前回の委員会で会長からお話がありましたように、検討テーマを「産業・雇用」と「地域再生」、2つの大括りにまとめていくということでございまして、その検討の参考となりますように、74件を2つの括りに分けたものがこの資料2でございまして、この分類につきましては、厳密なものではなくあくまで括りに分けたもので、どちらかと言えば「産業・雇用」あるいは「地域再生」かなといった程度の区分けをしております。あくまでも参考の分類とご理解いただければと思えます。資料の作成で基になったのは今までも使っておりましたメリット・デメリット表でございまして、そのまま使うと資料が多くなりますことから各テーマ毎に外観していただけるように資料2にまとめてみました。

資料2の表のしくみについてご説明いたします。大分類から再分類までは、今まで使っているものと同じでございまして、真ん中に「主たる実現手法の例」というのがございまして、提案を実現していこうとするとどういう形態になるのか、大雑把に6つほど分類してお示ししております。権限移譲というのは国から道あるいは道から市町村に権限を移譲するというものでございまして、関与廃止は道が何か物事を決める際に求められる協議や同意など国の関与を廃止するもの。規制緩和は車検制度だとかビザだとか、あるいは法令等で定められているいろいろな基準の緩和をしてもらうもの。特例措置というのは課税の免除だとか何かを義務づけるとか、特別な措置を求めるといったもの。法令制定は第2回答申にありました特定免税店と同じように、新たな法令を作ることによって実現するという提案でございまして、制約なしと言うのは今のところ法的な制約はないのではないかと提案でございまして、これらの分類は今段階の目安でございまして、今後、検討が進められるということであると分類が変わっていくこともあると考えられる。適用欄がございまして、権限移譲の具体的な内容の主なものを載せております。検討に当たって忘れてはいけない事項、あるいはポイントとなる事項を簡潔に記載しております。継続検討の74件を2つの括りに分けておりますが、1つの提案で両方含まれるというものが3件ほどございまして、表と裏、両方足して77件ありますが、3件のダブリがございまして、ダブリは地域再生の※がついておりますが、66番「金融自由化（時差）」とあります。時差を目的とした提案と考えると「地域再生」になりますし、金融を重視しますと「産業・雇用」になるのではということですので、あと、「地域再生」

の医療関係の2番目、3番目が内容的には同じ、計3件がダブリとなっております。以上77件となっております。それを77件それぞれ「産業・雇用」と「地域再生」に分けて、さらに「産業・雇用」の中を類似の物に分けて7つのグループに分けたものです。このグルーピングもある程度の目安としてのものですので、中身の話を進めやすいように括ったということです。

それでは「産業・雇用」の個別に具体的な説明をさせていただきます。まず<金融関連>ということで、これは5件ございます。そのうち66番から219番までが金融市場に関するもの、そして233番が地域通貨ということでございまして、内容的には2つに分類できます。金融市場につきましては証券取引でありますとか外国為替の取引とかそのような市場を、東京より1時間早く市場を開けるということでして、札幌における取引が東京よりも先に欧米市場に反映した取引になるということで、市場取引が活発化するという提案でございます。これにつきましては、外国為替の市場と言うのは全世界で24時間取引が可能になっていると言うことと、証券取引市場については取引開始時間なんかは総理大臣が認可する業務規定で、それぞれの証券市場が決めるということになってございまして、特に本質的な制約はないのではないかと考えています。これを実現するとして考慮すべき事項は、証券取引を1時間早めるに当たって多くのシステムを変更していくための経費がかかるということがございます。223番「地域通貨の導入等」につきましては地域通貨となっておりますけど、所謂エコマネーのような地域通貨ではございません。この提案で言う地域通貨は、道州制を将来完全に実施した時に、円とは別の北海道の独自通貨を使うようにしたらいいのではないかとこの提案でございます。これを現実とした場合、現在日本においては「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」というのがございまして、この法律では通貨の発行、権能というのは政府に属するとされておまして、提案を実現するためには法令に特例措置を置いておたございまして、北海道で独自の通貨を発行できるようにすることが必要となります。ただ、この提案につきましては、同じ国に2種類の通貨を流通させることがどうなのかということがございまして、円との間で変動相場制度となりますので為替リスクが発生しますし、道民生活とか道内経済に非常に大きな影響が発生するのではないかとこのことが心配される点でございます。

次に<貿易・物流・人流関連>でございますが、3件ございまして、69番「自由貿易地域指定」ということございまして、第2回答申にいただきました特定免税店制度、投資減税の国際観光振興業務特別地区の提案、この際、新たに北海道観光振興特別措置法の制定を求めると言う提案になっております。この提案のベースとなりましたのは沖縄振興特別措置法で、この法の中には観光だけではなくこの提案にあるような自由貿易地域の規定がございまして、主として課税の特例ということで、製造業などの法人税、地方税の課税の特例について定められております。そういう意味では、この提案につきましては沖縄において前例があるということになります。この提案は税の優遇措置に加え、C I Q業務、出入国管理業務の移管ですとか、ビザの発給の特例措置を求めると言うことが提案の中に含まれております。これを現実になると沖縄振興特別措置法のように新たな制定してもらおうということになると思います。考慮すべき事項としましては出入国管理の部分については特例で入ってきた外国人の方を道内に留めておく、道外に出さないということはどうやって担保するかということが課題になると思います。次に75番と221番でございますが、空港の管理の権限の話でございます。これまでも空港に関しては何度か検討していただいておりますけども、基本的には新千歳空港などの国の管理空港の管理権限の移譲を求めると言うものでございます。考慮すべ

き事項といたしましては、これまでも議論になりましたけれども、着陸料などが道の収入となる一方で、今後の空港整備の費用がどのようになるのかといったことがございます。

次に<運輸関連>でございますが7件ございます。72番と220番、これは「トラックコンテナの国際基準化」と書いてございますが、船で国際海上コンテナというのが運ばれて来るわけですが、これを国内で陸送とした場合、道路法などで定められている幅など国内の基準を超えているために、最も大きい国際海上コンテナの場合、道路法上の許可を貰って走るということになっておりまして、時には許可が下りなくて荷物の積み替えなどが必要ということがあるので、車両制限を定める車両制限規制の規制の緩和をして欲しいというものです。これにつきましては、仮に特区を認めて貰ったとしても、北海道内で走行可能となったとしても、それを道外に持っていくことは当然出来ないということと、道路の構造そのものが日本の規格で整備されていて、例えばトンネルを国際海上コンテナを積んで走ろうとすると、道路の真ん中を走らないと、コンテナの角が上に当たってしまうとかですね、あるいはそもそも入って行かないとか、ハード整備の面があるのではないかと言うことです。

もうひとつ車両ということで、222番、これについては路線バスのお話でございますけれども、今路線バスの許可を受けるには乗車定員が11名以上の車両を使わなければならないとされていますが、それをワンボックスカーとかマイクロバスなど定員が11名未満の車両でも路線バスに利用できるように規制を緩和して、バス会社の経営コストの削減をしてはどうかという提言でございます。

次に89番、90番、タクシーに関する提案でございますが、89番は最近の車両は性能が向上しておりまして、道路運送車両法で3ヶ月点検というのがタクシーには定められているそうですが、経営の負担の軽減からそれを廃止してはどうかという提言でございます。これは安全基準を引き下げる提案でございますので、運送の安全性を考慮することが必要になると考えられます。もう1つのタクシーの関係では、今タクシーは規正緩和で、新規参入が非常にしやすくなっておりまして、車両台数が増加して過当競争の状態になっておりまして、タクシー会社の経営が苦しいということもございまして、運転手の労働環境も悪化しており安全面の不安があるので、そういう点を解決しようという観点からの提案でございます。具体的には道路運送車両法で定められております、新規参入とか増車とかを認めないようにする地域とする需給調整地域というのが指定権限として国にありますものを、それを知事の方に移譲して地域の実情に応じて調整をできるようにしてはどうかという提案でございます。

次に80番と94番、車検の関係です。農林業者や自営業者の方々の負担を軽減するという観点から、道路運送車両法で定めております自家用貨物自動車の車検は、初回は2年、その後は1年ごととなっておりますけれども、それを延長しようというものでございます。先ほどのタクシーと同様、車両の安全、安全運送と言った点に考慮していく必要があります。

もう一つの94番ですけれども、これは北海道は冬に積雪、凍結をすることから、オートバイを乗る人は、冬に乗らない人がほとんどであることから、そういう人たちのために、6ヶ月車検という制度をつくり、税とか自賠責保険料とか負担を軽減する。ということで、オートバイの需要が増える、オートバイを買う人が増えるのでは無いかという提案でございます。これについては、6ヶ月車検ということでございますけど、それ以外の時期に乗らないということをどのように担保するか、守ってもらうのかということと、税が道税ですから、収入減に繋がるということがございます。

次は観光関連、7件ございます。54番と215番、カジノに関する提案でございます。外国人観光客を対象とするカジノをつくるというのですが、現在、刑法の賭博罪に該当するので、競馬とか競輪のように特別の立法をして、違法性を阻却しようという提案でございます。考慮すべき事項としては、治安とか青少年への影響をどのように考えるかということでございます。

次は民宿の関係でございます。55番と216番ですが、北海道らしい魅力ある民宿とかファームインとか作る観点で規制緩和をしてほしいというものです。まず55番は、自家製の果実酒については酒税法で年間に一定の生産量がなければ酒造免許が取れないと制限されており、1件の民宿だけでお客さんに出す程度の量では免許が取れない状態になっているので、それを緩和できないだろうかということと、絞りたて牛乳ということで、酪農家がファームインなどをするとき、出来るだけ美味しい牛乳をお客さんに飲んでもらおうとしても、一般食品とは別に殺菌基準とか製造基準があり、それなりの設備を備えなければ提供できないとされておりまして、こういう規制を緩和できないかというものです。どちらも衛生面、食の安全の観点から、どのように確保していくのかということと併せて考えなければいけません。

次に58番、ビザの関係でございます。これは、北海道限定で、ビザなし入国の対象となる国を増やすというものでございます。その実現のため、出入国管理及び難民認定法のビザ査証発給基準の要綱・要件を緩和してほしいというものです。これは、北海道に入国して来た人をどのように北海道だけに留めさせるのかという問題と、不法滞在、不法残留をどのように抑えていくかを考えることが必要になります。

次に観光客の送迎ということで、65番と66番ですが、ホテルなどの宿泊客を自家用車を使って有償で運送する場合、道路運送法によって、旅客自動車の運送事業の許可というのが必要でして、さらに道路交通法ではそのような自動車を運転するには第2種免許が必要であるとされています。そういう規制を緩和して、複数の宿泊施設が共同で運行するなどの一定の条件の下、運行に関する規制を緩和してはどうかというものでございます。65番は、さらに、そもそもの国交大臣の許可権限を移譲してもらおうのと、第2種免許を廃止するという内容の提案でございます。これも、当然のことでございますが、交通安全、安全輸送をどのように担保していくか併せて考えることが必要かと思っております。

次に地場産業の関連でございますが、中身としては25番、33番が農業の関係、76番、79番が酒造など地場産業の関係、96番が不動産、98番が理容・美容となっております。

まず25番ですけれども、課税の免除ということで、基礎がコンクリートできているところで、周囲がガラスで覆われている温室は固定資産税の対象になるので、ビニールハウスと同じように考えて固定資産税の免除はできないだろうかという、課税対象外にする提案です。トラクターとか直接農作業に使う機械に使うディーゼル燃料については軽油引取税が免除されている。それに加えて、冬の間、ビニールハウスの周りの除雪をするとき使う除雪機などに使う軽油についても課税を免除してはどうかという提案です。固定資産税は市町村税、軽油引取税は道税ですから、この課税を免除した分に、国に減収補填をすることも提案に含まれます。考慮すべき点は、軽油引取税に関しましては、除雪については農作業のためなのか、自宅の除雪なのか区分けをどのように判断するのかということがございます。

33番でございますが、80番は広く自営業者の自家用貨物自動車の車検延長を求めると対し、それを農業者が使う自営業者に限定したものが33番で内容的には同じも

のでございます。

次に76番ですが、先ほど民宿・ファームインの提案の中で、酒造免許の基準の緩和を求めるものがありました。これは酒税法に定める税務署長が持つ酒造免許の権限そのものの移譲を求める提案でございます。次の79番につきましては、健康増進法と食品衛生法、薬事法などに、食品の効能の表示基準と言うのがございまして、その基準を厚労大臣にあるものを知事が譲り受けて、独自の基準をつくるという提案でございます。そうすることによって地場産業を育てて、道内経済の活性化に繋げていこうというものでございます。考慮すべき点といたしましては、酒造免許につきましては、酒税とセットでございますので、酒税をどのように捉えるかという点がございまして、後者の効能表示基準につきましては、道が基準を定めるといっても、その基準は科学的根拠に基づいたものでなければ食の安全・安心の観点から問題になりますので、どのようにそのような基準を設定できるのか併せて考えていかなければなりません。

次に、96番、不動産業でございますけれども、これは道外の方々が道内に、観光で言えばロングステイというのがございまして、移住の部分ではちょっと暮らしということで1ヶ月とか2ヶ月という単位で道内に滞在していただくというのが盛んに行われておりまして、その時にホテルだけでなくアパートの空き室とかを活用するというのも行われています。その時、仲介するものは借り手に対して重要事項説明書というものを交付するとともに、宅建取引主任の資格を持つ人が説明しなければならないとなっているが、1ヶ月とか2ヶ月の短期賃貸者に限っては、書面を交付すれば足りる、説明をしなくて良いというようにしたらどうかという提案です。この点につきましては、宅建取引主任の説明がどの程度のものか分からないので、どれくらいの効率化につながるかわからないということと、消費者保護のための制度なので、その点もどのように考えるかというところがございまして。

次は98番、美容業・理容業の話ですが、美容師法、理容師法というのがございまして、この法律では、それぞれお互いの業務ができないことになっており、現在、理容師のなり手が減って美容師の希望者が増え、理容師の跡継ぎがないというようなことが多いのでございます。この提案では、それぞれの法律の規制を緩和して、垣根を取り払って、美容師も理容師も1つのところでやれるような経営ができるようにしてはどうかという提案でございます。

次はバイオエネルギーに関する提案でございますが、全部で5件でございます。バイオ燃料の普及の拡大に向けた提案でございます。大きく分けて2つでございます。30番から110番までがガソリン税などに関する課税免除に関するものでございます。224番は投資減税特区を設定して、投資減税をするというもの。課税免除についてはガソリン、軽油などと、バイオエタノール等のバイオ燃料との価格差を解消するため、国税であるガソリン税等の課税免除を行うというものが、30番、108番、110番でございます。地方税である軽油引き取り税の課税免除を行うということと、それに伴って減った分を国税で補填することを求めるのが109番です。これらのバイオ燃料につきましては、未だ日本では実証段階にございまして、ガソリンにバイオエタノールを混ぜる混合方針がE3とETBと2つあるうち、どちらを採るのか確立していないというのが課題としてあります。224番は投資減税でして、道内にバイオ燃料生産業務特別地区というのを指定しまして、その地区内における製造プラント整備に関する国税、地方税に関する課税免除を求めるもので、地方税免除に関して減った分の国税による減収補填を求める内容になっております。これらについては新法制定をもって対応していくことになるかと考えております。

最後、外国人の雇用に関するものでございますが、2件ございまして、看護職員とIT技術者に関するものです。10番の看護職員につきましては、今、看護師が不足しているので解消するため、保健師・助産師・看護師法の日本の免許が必要とされておりますけど、それを規正緩和して、外国の看護師の資格を持った人でも日本で看護師として働くことを認めるというものでございます。これにつきましては、日本語のコミュニケーションを含めまして、能力の水準が大丈夫なのかということを確認する必要があることと、現在国は、フィリピンとの経済協定の中で、フィリピンの看護師資格を持った方が日本で研修を受けた上で、日本の免許を取得するという前提で、労働市場を開放しようという取り組みが行われており、そういった状況を見極めなければなりません。最後にIT技術者につきましては、中国のIT技術者を広く受け入れていくためにビザを免除するという提案です。これにつきましても他のビザの免除と同じように、北海道に入ってきた中国のIT技術者をいかに道外に出て行かないように留めるのが最大の課題になりますし、IT技術者以外の仕事に就いたときは、不法滞在、不法残留ということになりますので、どのように摘発していくのかいうところが併せて考えていかなければならないと考えます。

説明は以上でございます。

○井上会長：

事務局から産業・雇用について詳細な説明がございました。若干整理しますと、先ほど参考資料という形であった横長の資料で、道民の皆様から総数で288件の提案があり、類似しているものを整理していくと全体では242件であるということです。私どもがこれまでやってきた作業は、上の方に見出しになっておりますが、特区提案として検討すべきものと、特区提案に依らなくとも対応可能なものにまず分けて、その結果特区提案として検討していくものが134件、ある程度集約すれば91件となったということであり、そのうち答申につながったものを除くと、これから継続して検討すべきものは74件となります。のこりの部分は74件を基にして、7月上旬を目途にしている第3回答申に向けて、さらに吟味し答申につなげていくということになります。

先ほど述べましたがテーマが、産業・雇用と地域再生ということであり、この74件がその2つのジャンルに分けられるということであり、そのうち産業・雇用について資料2に基づき説明があったところです。今日の残りの作業は、答申としてあげることを目標にこれから子細に検討していくべきものと、今の段階では様々な事情から検討を中断しいわゆる本棚に戻すものとに分けるということであり、

産業・雇用は35件ありますが、この中から何件か答申に盛り込んでいくという形になる。地域再生もありますが、ある程度絞り込んでいかないと7月の段階で答申が三十件も答申に盛り込むということにはならないだろうと思っておりますので、10件プラスαという形になるかと思っております。そうすると、今日ある程度整理しておいて、そして更に最終段階では答申に盛り込むべきものと、そうでないものに分ける形になると思っております。

委員の先生の皆様、今の事務局の説明を聞いて、なんとなくこれは厳しい、あるいは特区の提案に盛り込むのは難しい、あるいはこの当たりのことをやっていきたいというのは明確になりましたか？ 一通りご意見をいただいたあとに何点か整理したいと思います。まず絞り込んでいく前に、事務局から説明があったことについてご意見、ご質問はございますか？

<どの委員からも質問・発言なし。引き続き井上会長>

今の説明では金融関連のものが5件ほどあり、上から4件はとくに制約が無く、法律

とか規制ではなく、まず最初に、やるかやらないかという意志があるかという問題。最後の地域通貨のところは、道民の皆様からの提案ではこういう見出しになっていたけれども、私どもの一般的に理解している地域通貨とは違い、北海道円を実施したらどうかというもので、中国・香港のような一国二制度という枠組みになるので、道州制特区という中間段階の枠組みの中ではかなり無理があるのではないかとということで、今回は一旦、横に置いておく言う形になるのではないのでしょうか。

○山本委員：

進め方について質問があります。今、産業・雇用と地域再生に分けて、カテゴリー別分けて説明を受けましたが、それは分かりますが、井上会長からお話しいただいたように、軽重が随分と違います。カテゴリーとしては分かるがその効果を考えると、ずいぶんと違う。国の制度の根幹に直結するものと、そうでないものがあり、そういう視点で見ると随分見え方が変わってきて、どう攻めていくのかということと適切ではないかもしれませんが、重いところから行くのか、そうでないのか、いずれにしても判断に必要な情報量というのが変わってきて、今日の選り分ける説明の仕方では、正直、今の説明だけで選り分ける能力は少なくとも私にはありません。どのような手順で、これを実際に切り込んでいくのか、このところのもう少し説明していただきたいと思います。

○井上会長：

今のについては委員の先生からご意見等をいただき、そのあと事務局から意見をいただき、その後、整理をさせていただき、これからどういうふうにするか議論していきたい。委員の先生方から意見はありませんか。

○宮田委員：

遅れて申し訳ありません。今日は4月の上旬ですが、7月の答申までにということになれば、委員会的な議論は5月、6月ということになる。それで、カテゴリーごとに分かれていく中で質問がなければそのまま進んでいくことになるとは思いますが、それぞれのカテゴリーの中でその提案がどの程度の効果があるのか、金融のカテゴリーで言えば、金融の市場の自由化から始まって、早く市場を開けるところまで、金融のエキスパートの方をお呼びして、どれだけの効果があるのかお聞きしたい。それから、貿易物流で言えば、自由貿易、それと空港を北海道が管理することによってどんな効果があるのか、あげられた内容についてだけでなく政策的な効果をもう少しわかりやすく、例えば次の運輸の関係では、トラックの規正緩和について、物流を促進するためにこういうことをすればこれくらい効果があるといったこと、効果がわからないというのは山本委員がおっしゃったとおりだと思います。観光振興でも、どういう需要があって、どれだけの効果が規制緩和によってもたらされるのか、だいたい規制緩和が多いようですが、バイオに関してはバイオエンジンのエタノール、これがどれくらいの効果があるのか、そのような所を次までにまとめていただければ。効果があって、需要ですね、というのは1つの案であっても多くの意見を代表しているものもあれば、そうでないものもあって、需要の広がりと言う側面から見るのが、産業・雇用に関しての効果を見る大きなポイントではないかと思えます。その辺をまとめていただくと非常に進めやすい。それからエキスパートの方をですね、金融、物流・貿易、それからエネルギー、観光の方、参考人という大仰な形でなくても、ちゃんとまとめられるエキスパートをお呼びして話を聞きたいと思えます。

○井上会長：

他に意見はありませんか。今までの議論を踏まえて、そうでなくても結構です。

○五十嵐委員：

考え方として分類別、ジャンル別にやるということでしたけれども、レベルというか効果の大きさの話がありました。もう一つ規正緩和の求め方にも依るのではないかと考えております。例えば222番の路線バスの提案みたく、路線バスは乗員が20人以上と定められていることについて規正の緩和を求めるのか、昨年、地域公共交通活性化再生法というのが通っているのですが、それに基づく計画を立てれば市町村が地域の好況交通をある程度自由にできるのですが、それは運輸大臣の権限の基でやるわけで、それを知事という今までのパターンがあるのですが、その一点突破だけでは難しいのかなと思う。そのこと全体が北海道全体にこのような効果があるので権限ごと北海道に移譲してくださいという言い方もあるのではないかと。この表を見ていると、どちら側からも議論ができるなと思いました。

○井上会長：

今、何人かの先生からご意見が出ましたが、事務局から意見があれば参考意見として伺いたい。

○出光地域主権局次長：

この件に関しましては、色々難しい点があるのですが、1つは鉄は熱いうちに打てということでしょうか、これまで12月に1回目の提案を出して、3月に2回目の提案を出して、これまで北海道側がかなりスピーディーに提案を行っており、国に対して押し回しているということがございまして、この勢いを維持するため、7月上旬に次の提案の目途としておりますが、年2回のペースで提案を行い、次々と提案して国を押し回していく勢いを維持した方が良いのではないかと考えます。こういう観点も1つございます。それから道民理解という点では、暮らし、経済、産業に身近な点で、なるほど、こういう困っている所、不都合な所を直した方が良いなとイメージしやすい、なるべく具体的に即した提案の方が道民理解を得やすいというのがございます。しかし、東京の方の学者先生、言論界、経済界、政界などの北海道応援団の方々にとっては、やはりもっと大きな提案、大仕掛けなものを持ってきてほしいということがしばしば聞かれるところでございまして、そういう応援団の方々の思いにもある程度応えたいという観点もございます。それからもう一つ、これまで2回の答申では、答申の締め切りまでに議論を間に合わせる、間に合って答申を何本か出すということになってきており、答申までに議論が間に合うか、井上課長には大変ご苦労をされながらお考えになったと思います。逆にそうしますと、だいたい3ヶ月くらいの審議で結論が出るものから先に審議をしてきたので、逆に大きなものはいつまでたっても審議できないというところがありますから、3回目答申以降は、議論はしていくけれども、ものによっては第3回目に盛り込まないで、第4回、第5回に入れることを視野に入れ、じっくりと議論をしていく、そういうものがあったとしても良いのではないかと考えます。事務局としてはどの方向でいこう、どのスタンスでいこうということまで詰めておりません。多面的な観点、各方面からのご要望があれば、右も左も睨みながら、より良いやりかたを探っていければ良いと考えております。

○井上会長：

なにか、議会答弁みたいで良くわからなかったのですが。

○川城地域主権局長：

スケジュール的にはじっくり取り組まなければいけない問題、中には重たい課題もありますし、これはそれなりの分析でいけるのではないかというものもあり、軽重がバラバラというのは委員のおっしゃるとおりだと思います。それで、今、ご指示がありましたように、物流の事とか、観光、金融とか、これらは需要とか実際の業界がどうなっているのかとか、先生の皆様方もバックデータとしていただきたいというのは正にそのとおりだと思いますので、例えば、これについて専門家の話を聞きたいとご指示をいただければ私どももセットしますが、それはちょっと時間がかかることもありますが、これをもっと掘り下げて議論するというご指示をいただければ、次回あるは次々回までに詰めていく、あるいは専門家をお呼びすることもあろうかと思っておりますので、少しそういう振り分けも前段でしていただければと思います。

○井上会長：

私だけ後出しみたいになるので恐縮ですが、少し意見が違うかもしれません。私どもの委員としての任期は来年の7月までであり、これからも長丁場です。それでも私どもは年度毎に考えるということですから、来年の3月までにどういう形で答申をあげていくか、何度くらい答申をあげていくのか、そういうのがあって、先ほど事務局の説明資料にもありましたが、1つは7月を目処に、もう1つは年末に近いところを2番目の目標に答申をまとめていくかたちになる。昨年は7月に委員会が発足して、2本の答申をあげたのですから、およそ半年のうちに2本あげたのと、1年で2本あげることに、時間的な余裕があることは実態としてあります。

いずれにしてもデッドラインがあり、少なくとも7月の中旬に答申の形で持っていけるようにというのはある。ここを中心にしなごら、事務局、あるいは道議会を通って行かなければなりません。道議会を通ったら知事が国に持っていかなければならない。ひとつひとつタイムスケジュールに則りながら、想定した形で動いていただけるはずだと思っております。

では7月の始めに答申としてあげるということは、先ほど宮田委員からもお話があったように、5月と6月しか議論の時間がないという話になります。月2回のペースとなると、今日を入れて6回ということになり、今日は実質的にこの話で終わってしまい、次回は整理票の裏側の話になりますから、実質的な中身の審議は5月、6月という形になります。おそらく、これはまったく根拠はない話で、あげていく答申を縛る必要はないのですが、前回の答申は10本プラス、今回も10本プラス確保できればなというのが個人的に思っております。今日の部分、産業・雇用が半分で、裏側の地域再生が半分だということになると、今日のところはここから5本プラスくらいのは上がってくるのかなと漠然とした認識です。しかしそれは絞り込んだ最終結果なので、これから俎上に載せていく候補ということを見ると、その倍くらい、10本くらいが今日のところから考えるというものです。私のロジックは皆さんの違うところにあるので、意見を述べていただきたい。今日あげてきた金融関係は、便宜的に振り分けたところであって、ここの中から何本とか、ここをどうするとか拘泥する必要はないと思います。ただこういうふうに整理されると、例えば中程にある観光関連のところ、54番と215番でカジノとなっている。こういうふうに産業・雇用の括り方で道民の皆さんの提案を集約

して効率的に議論しようとする、例えば金融関連とか、貿易・物流など、もう少し小さいジャンルで区切っていったほうが良いだろうということで、出されたものと理解しております。したがって、このところを取り上げなければならないとか、このところが組み合わせ云々ということで考えないほうが良いのではないのでしょうか。

あと宮田委員のおっしゃったことは確かにそうだと思います。専門家を呼んできて専門的な知見を参考に、たたき台にというのは、正統な議論の進め方だろうとは思いますが、ただ、何処まで厳密に試算を捉えないと我々としての議論をできないのかということについて、大鉦を振って対応しなければならない部分はあるのだろうと思うのです。ですからこのことによる経済効果は、何千億だから道州制特区に載せましょうとか、満たないからやめましょうというのは、1つの取捨選択のスタンダードであるとしても、必ずしもそれに拘泥する必要はないのでは。少なくともここに上がってきているのは、道民の皆様がこういうふうにしてほしいという期待をあげてきているので、それはそれとしてニーズはあるということです。それならば全部あげるかということ、そういうふうにはいかないで、先生方がこれは例えば金融の手法のところを見ると基本的に制約は無い、北海道為替市場創設というのならば、それだけのファシリティを作るならば、それだけの資金があって、人材があって、それをやろうという意欲があれば出来るだけの話であって、言ってみれば道州制という規正緩和とか、法律の改正だとか、そのところで正面向かってぶつかる話では無いでしょう。そういうことで落としていって、最終的に候補として根こそぎ10くらい残れば、そこから5プラスくらい答申に盛り込んでいくというスタンスで良いのではないかと私は思っております。

1つ付け加えるとすれば、下の方にバイオエネルギー関連があるが、このことについて我々として議論したことはあります。ここにあがっている他のテーマに比べれば説明も受けているし議論もしております。では、そのときに議論をやめといて今回やるかという話になると、どうしても2次的、3次的な候補になってくるかもしれません。ですから、技術的な問題、あげなければいけないという義務に縛られるのか、あるいはあげることに拘るかということ、論理的に言うとならなければならないのだけれど、しかし、そういう方向でやっていただければ有り難い。

○山本委員：

皆さんのおっしゃることは分かります。資料2の主たる実現方法の例のあたりのところを見ていけばいいのだろうなというのは、説明から分かります。今事務局からのご意見で3つの価値観、スピード感と道民理解、バックアップしてくださる方々への配慮、それに現実的、物理条件からいくと、これらは全て勘案しなければならないと思います。空港の話の思い起こすと、これは非常にパンチもあるし、我々の生活に直結しており、これが出来たら非常に良いと思うのだけれども、スピードの点ではこれに色々なものがここに込められているのでクリアするのは並大抵のことではないでしょう。残り1年ということなので、ここでひとつやらなければならないことを選びながらやっていけば良いのではないかと私を言いたかったのです。

○井上会長：

山本委員が言及されたのは、空港の一括管理、千歳空港のハブ空港化の提案ですが、期待値としてこれが実現できればなどは思っているのですが、これも、時間をかけて議論をして行けるかと思えば、関連する部局に論陣を張られ、非常に細かい数字を出され、デメリットの方が大きいということで、まとめるのではなくとりあえず残して行く形になりました。これも、またそう時間がたっていない中で、社会的情勢も変化していない

ので、先ほどのバイオと同様に、今回も残していくのかなという、これはまとめているのではなく私としての意見だが。そうなってくると、そういうものを本棚に戻していくとすると、7月の答申に向けては実はそれほど残らないのだろうと思います。

○五十嵐委員：

事務局の説明では、議論はするけれども7月の答申に間に合わなければそれでもしょうがないというところがあったと思いますが、バイオに関しては、バイオ燃料そのものが出回っていないということと、税に関してはプラスαについては免税であるというのが出たのもっと降りてもいいのかなと言うのがあります。224番のこれを見る限りでは、どう生産するかという提案なので、時間的にはこちら側がどう作るかという話をここで議論してもいいのかなと思います。バイオ全部を本棚にするのではなく、ここを残したいなと思います。

空港についてもかなり論陣が張られているが、なんとなくしっくりこないところがあるので、もう少し課題として整理したほうが良いのではないのでしょうか。次回の答申ということではないが、多少議論して課題として整理しつつ、頭の隅に残しておきたいと思っています。

運輸については地域の足の確保は、福祉と並んで重要なテーマであるので、なんとか考えていくことができればと思います。

産業ということでは、地域の人たちの元気、稼がないと道州制の特徴がないので、税金については国にもっていくのは大変だが、チャレンジし続けることはのせていきたい。

○井上会長：

空港の問題については、五十嵐委員からは最初の方からいろいろな意見をいただいております、何回か整理しながらここまでできておりますけれども、いずれにしてもこの部分は北海道の地元経済に、道民の足に関わりがあり、あるいは公共事業にも関わりがあるので、私どもの任期中にというのは難しいかもしれないが、きちんと論点整理をすることとしたいと思います。

絞り込んでいければ良いのですが、林委員のおっしゃっていたところでは民宿・ファームインの活性化というのがありますが、酪農家民宿における簡易殺菌牛乳の提供、これは林委員のおっしゃっていたものではないのでしょうか。どこの町かは忘れたけれども。

○林委員：

結局それは道州制特区ではなく経済特区でやる方法があるというお話をしたのですが、それは今回も加わっていません。最初の時もメリット・デメリットの話しかないので、前のもそのままなので、さらに次の情報がないと話を続けるのは難しいと思いましたが。前の説明の時でも、これは残念だけでも道州制特区には馴染まないと思っておりました。そういう意味では民宿・ファームインの活性化の中で酒造の免許基準と言うよりは、76番の地場産業育成の観点から言ったほうが可能性はあるのかなと思っております。私はこれまでの情報の中でデメリットの方が多いいものは、落としていってもしようがないのではないかと考えております。毎回載せなくても、ある程度絞り込んだ形の表で話し合った方が良いのではないのでしょうか。

○井上会長：

先の事務局の説明は、今、林委員が言われたことと若干ニュアンスが違っているようですね。今回は前向きに押し進めようと言っていたと思いますが。

○出光地域主権局次長：

216番の酪農家民宿における簡易殺菌牛乳の提供、その上の55番の民宿・ファームインの活性化については、出ているところですが、前回林委員の方から、宗谷管内の方でご苦労されている事例があるというお話があり、私どもが調べましたところ、そのファームインは地元保健所と協議した結果、保健所の指導に従って殺菌装置を取り付けて、それで許可が下りてきたとのこと。そういう意味では、やろうと思えば、現状でも可能ということ。これも無条件で可能ということではなく、保健所なり法令の基準なり、設備を整えるなりハードルを越えれば可能ということ。ハードルそのものが良いのか、例えば、絞りたてをそのまま飲むというのは現行法ではできないわけですが、そこまでハードルを下げ、ファームインでできるようにしようとするのであれば、道州制特区法の出番も出てくるのではないかと考えております。現状でも、ハードルをクリアすれば出来るということはどう考えるか、現状でもできるのであればそれで良いのではないかと考えることあれば、そこも取り払ってどんどん間口を広げていくか、どう考えるかで道行きが変わってきます。

○井上会長：

全体としてこの三十数件上がってきている産業・雇用のうち、ある一定程度の絞込みを今日の段階でしておくことが望ましいと思う。あるいは絞込みをやるためのガイドラインについて明確にしておくことが、次回以降の議論を生産的にするためには必要なことなのではないのでしょうか。どのように絞れば・

○宮田委員：

上から順番に言っていけばいいのでは。制約なしというのは、特区に関係なく意思のある方はやれるということなので、ここで議論することはないということですね。

○井上会長：

道州制特区の提案としてあげるには、私の認識では意味が無いとはいえないかもしれませんが、かなり列伍のところにあるということです。北海道経済の活性化というこの種のもはあがってくるが、われわれが付託されている道州制特区提案では、今回は棚に置いておくということではないのでしょうか。これが1, 2, 3, 4, 5. 金融関係については全体にそう思います。

あと貿易・物流・人流関係については、75、221については、議論として残し、本棚の前の方においておきます。一番このところで議論を前に進めることが可能なのは、69番の自由貿易地域指定ということで、第2回答申にも免税店の関係で沖縄の振興法に関連したものをあげましたし、この部分も沖縄における法律を参考にしながらやっていけばあげられるということです。このところは最終的にどうなるかわかりませんが、ひとつ置いておいても良いのではないのでしょうか。ただCIQ云々のところはかなり無理があるのだらうと思います。

運輸関連で言えば、72番のトラックコンテナの国際基準化、220番の船用コンテナの提案は、こういう業界の人があげてきたのかもしれませんが、事務局の説明の中で

は、道内の中だけでやってもということや、トンネルとか実際に通れるのだろうかという問題とか、道外との関係、交通安全の確保から、事務局の説明を聞いている中ではとりあえずそのまま置いておくのかなというところですよ。

路線バスのところは、先ほど五十嵐委員からも言及された部分で、他とのからみ、特に地域の過疎、医療過疎もそうですが交通過疎というところも含めてもどういう対応があるのか検討する価値があるのではないのでしょうか。

あと、法定点検の話、これも業界から上がってきたものと思いますが、安全性の部分はどうか、いくつもある案件の中で、例えば下の受給調整というところをとるとすると、相対的に今回は審議の対象にしないでいいのかと思います。

需給調整については、これこそ権限移譲ということで、地域の実情を把握した上で受給の調整の方が上手くいくということで、知事への権限移譲が必要なのかもしれません。その下の方の80、94というところは、車検の問題で少し検討する価値があるのかもしれません。ただ、道税の収入があるので、宮田委員のおっしゃるとおりメリットとデメリットということを考えていくと最終的に残っているか疑問に思います。80と94は実質的に1本の提案として良いでしょう。

観光関連以前の問題は集約するのはそれほど難しくはないでしょう。冒頭に申し上げたようにこういったものを上げたからと言って、全部最終的に7月までに残っているかという、これはなんの保証もありません。議論としては我々が対応しやすい形からやっていくことだろうと思います。ここまでの部分はやめます。ご意見等があれば、出していただき、今のものをたたき台に修正をしていただければ、今のものに新たな者を加えることもかまいませんのでよろしくをお願いします。

○宮田委員：

金融関係については、私も地域通貨については、北海道円を作るのはまだ現実的なイメージがしないので棚に戻すので良いと思います。また、貿易については、ここで掘り下げるとすれば、自由貿易地域の部分についてももう少しです。あと規正緩和について、イメージが沸かなかったのですが、ここはどうかのでしょうか。

○山本委員：

金融、貿易、運輸の所では、概ね座長に賛成ですが、私がちょっと気になっているのは空港のところ。自分自身があのときの議論で言うと、詳細なデータに押された訳ではなくて、様々な価値観の中で、もっと自分で紐解いて、本質的な課題の議論をしないとダメだと思いました。本棚の前に置くよりも、これは大テーマなので、議論を尽くした上で本棚の最前列に置かなければダメなテーマであると、これについては思います。運輸・交通は陸海空を北海道として活用しなければならないときに、物流にも観光にも農業にも様々な経済活動に直轄することだから、単純化してこっちにもってこいという事だけではなくて、様々な議論しているその様子を伝えて、あちこちで議論が巻き起こる一番先頭に立っていかなければならない論点であるからです。短期的にこうしたいと思っているような単純なテーマではなくて、くどく議論をしているということをやらなければいけないし、自分たちももっと専門度を増す、お互いの領域の中で専門度を増していかなければなりません。

委員の中でお二人は法律の専門家でいらっしゃる。専門領域が違うことはなんとなく知っていますが、お二人のうちどちらか一人がいなければ、締まらないというか。この審議会は単純に委員の半分以上がいれば良いというようなものではないと思います。私

以上に忙しい方ばかりでかなり難しいのは重々承知していますが、是非出席できるような時間帯で開催できるようにお願いしたい。

○井上会長：

貿易、物流、人流関係のところ、75番、221番については、次回以降議論をするということで、本棚に載せるかどうかということをして、今までの議論を踏まえて、この7月までにやっておく議論は、今の山本委員の意見を受けてやっていきたいとします。あのときの議論はかなり多様でありました。メリットのところを強調される議論もありましたし、一方、デメリット、特に地域の空港整備というところが疎かになるのではないかとのご心配の声もありました。それ以外のところに、前から緊急提案のときから議論してきたテーマも、ここに引きずってきたこともありましたが、短い時間であっても表に晒した形で議論の俎上に載せましょう。

地域通貨のところは、宮田委員から道州制の下でやったら良いと言及があったことを覚えておりますが、それはいわゆるエコマネーのような地域通貨ですので、これは宮田委員のおっしゃっているものと違うので、これはこのままにしておきたいとします。

やっかいなものは下にたくさんある。観光関連、基本的には動きがたいものは、ビザの発給要件の緩和、外務省の管轄のところ、人は自由に動き回るがここのぶぶんの技術的な対応の部分が目に見えないということで、ここは仮に置いておくとしても、他のところは検討の俎上に載せてもいいのかなと私は思っております。ただし55番、216番これは林委員のご意見を賜りましたけれども、次回以降、どういう形で道州制特区という枠組みの中で整理できるのか、この場で見せるのか、見せないでいくのか、議論の分かれ目であると思います。

○林委員：

今までのこの資料の中でこれだけデメリットが出ていると、出来ないのだという判断をしたという意味です。前の時はこれが突破口になればいいという願いを持っていたので、例えば単に食品衛生だけで調べていますので、こういうふうになってしまうので、例えば観光の振興を図れるということで、観光のくにつくりの方にグリーンツーリズムの推進の係がありますから、そういうところに酪農家民宿で簡易殺菌牛乳を出せばどんなメリットがあるのか、違う関係部課に聞いてみると違う答えが出てくるのかなと。衛生面だけで言うと本当にこうなってしまうと、逆に、もし、こういうふうにしたことで食中毒が出た場合は全国に恥を晒してしまう可能性もあるので、衛生面だけで言うと、こういうふうなメリット、デメリットになってしまうので、もう少し観光全体への与える影響を調べると違うのかなと思います。前に経済特区でできるはずだと言ったのは、それが多くの人に知られていないので、もし道州制特区では無理だけれども、こういうことならできるということをきちんと広報していくことが重要ではないかと思っております。

○井上会長：

もう一度きちんと整理した形を見せていただいて、その結果どうなるかは別の話ですが、先ほどの空港云々のところと同じように、テーマは違うし、難しい部分の問題も違うと思いますが、一度出していただき議論して、道州制云々というのは我々に科せられている役務でありますから、言われているようにそれぞれ個票を書かなければなりません。これは道州制特区に馴染まないけれども、こういうふうになれば、地域の活性化という観点で何らかの方法があるかもしれないと、提言をしてくださった方へのニーズに応え

るかたちでやっていただければと思います。

その上のところは、かつては私もかなり拘泥していたところの、民宿・ファームインの果実酒の話ですが、これも厳しいのかということで1回目、2回目はやらなかったけれども、今回は併せて整理していただければと思う。やっかいな問題は、安全の万一のというところと、酒税法の問題があります。

その下の地場産業等関連は、この委員会の前かなんかに出したのでは、ここでも若干議論したことがある理容師・美容師の垣根がありますが、これは特区で持って行って蹴られたものではないですか？

○出光地域主権局次長：

資格を道に移したらという一回提案にもっていったが、関連する業界が努力して運動を行い知事免許から大臣免許に引き上げた経緯があるものを、なぜまた戻すのかという議論になり、結局は調理師養成施設に関する権限は道にきたものの、理容師・美容師については沙汰止みになったという経過が、平成17年、18年にございました。ここの道民提案に関するものは、そういう免許資格の賦与をもってくるのではなく、美容師、理容師という垣根を取り払ってほしいというもの、北海道だけ理美容師という形にするのか、あるいは相互乗り入れしやすいような道を付け加えるのか方法は色々あると思うのですが、いずれにしても2つの垣根を取り払って、床屋さんでも美容師を雇うことができる、そういうご提案です。

○井上会長：

それはそれで検討すれば良いと思いますが、あとは、33番は上の80番と同じ。飛ぶが、バイオエネルギーのところは五十嵐副会長から意見があったように、224番、ここのところを整理して議論の俎上に載せる準備を次回以降にして下さい。バイオのところは、注目を浴びているバイオなので、少なくとも224番を中心にバイオ燃料の事柄について少し法制的な論点を整理することとしたい。

その下に外国人雇用関連は、これは何回も議論しているが、緊急の時だと思いますが、実際は先に、フィリピン、インドネシアあたりが先に進んできています。進んでいるから良いというのではなく、現実にインドネシアあたりが上げてきていると思います。テーマが扱うものが多くなっており、一度やったとか現実的に動いているということで、今回特区提案で扱うのは控えてはどうかと思います。

今まで申し上げた観光関連以下のところで、更に加えられる、あるいはこれはいらないというところを出していただいて、次回以降、絞り込んだ形で議論ができればと思います。

○林委員：

細かいことだが、98番の理容師・美容師のところの関係部署が食品衛生課になっていて意外でした。こういうことをすることになれば、理美容学校、教育関係のところにも大きな影響があって、最近札幌にもそういう学校がずいぶんと増えており、本当にそれがプラスなのかどうか教育関係にも話を聞いてみないと難しいのではないかと思います。

○出光地域主権局次長：

理美容関係が、道が絡んでいるところが少なく、厚労省が直接やっている状態です。

あるとすると若干なりでも関係して窓口になりうるのは食品衛生課ということですので。ご指摘のとおり、学校の養成施設のほうも絡んでくるので、幅広く情報収集して、資料を整えたいと思います。

○五十嵐委員：

気になっているのは、観光振興にある協働運行であるとか、旅客の協働送迎とか、有料の顧客の送迎とか、あるいはその他の農業振興に出てくる自家用貨物自動車だとか、テーマとしてはバラバラですが、運輸とか物や人を運ぶことについての課題が何か分からないまま、ここだけ議論してそういうことでいいのかと思います。

今回地場産業の振興で、農家のビニールハウスの固定資産税だとか、個別でそのような要望があることは他でも聞いていますが、では、農業振興の中でどのような位置づけなのかとか、特区としてそのものを議題にする必要はないのですが、この場ではなく時間を割いて勉強をしたいと思います。資料もあれば戴きたい。

○井上会長：

今、五十嵐委員から言われたことを少し踏まえて、そこに関わる農業振興だとか、地場産業の振興ということについて分厚い資料をいただきたいということではなく、産業の特性や位置づけなど大きな概略について我々が基本的に認識を共有しないまま、かなりセンシティブな仕分けをする中で、どれだけ責任を持てるのかということがあるので、そこを踏まえてポイントのところを踏まえて説明していただければと思います。そのところだけを議論するのではなく、そこがなければ正しい議論が展開できないということです。その趣旨を踏まえてお願いします。

今日は初めて、法学者の委員がお二人とも欠席になられた。この次は出てこられることは確認しているとのこと。

○宮田委員：

次回、欠席させていただくので発言だけさきにさせていただきます。前の時に出ていた、54番、215番、全国的には構造改革特区で色々な県から出されていますが、道州制特区の中で、最近道議会の中で議連が組織され本格的に動くと聞いているので、一度本格的に議論をする必要があるのではないかと考えています。簡単な資料でも良いので戴きたい。7月には間に合わないとは思いますが、仕掛けるタイミングとして北海道としての意思表示はどうかを出しとかなないと、国の法律とか動き出すということがある中で、北海道からぜんぜん出てこないのはどうかというのがあるので、お願いしたいと思います。

産業雇用について、会長や五十嵐委員がおっしゃっていたように、本来であれば観光と食というのは北海道の柱なので、戦略的なアプローチがあって、カジノとか国際空港の位置づけなどがあつたら良いと思います。私達はそのような時間を与えられていないので淡々とやっていかなければならないのですが、しかしどこかで1回くらいは、北海道の考える観光とか食の戦略だとかというのを1時間ずつくらい、この委員会の中でなくても議論する機会があってもいいのかと思います。

○井上会長：

これは事務局から出たのではなく、委員の皆様から出たものなのでお願いします。観光戦略というのは、山本委員がなにかやられているのではないですか。

○山本委員：

計画部会長をしております。当然、頭の中ではそれを片隅に置いて議論しています。

○井上会長：

宮田委員がおっしゃっていたことについて、色んな形での色んな議論があると思いますが、先ほどのカジノについて、ひとつの正統なご意見だと思うので、次回以降しっかりと議論していきたい。

次の議題に移らせていただく。（3）継続審議案件、プラチナウィークについて。道民意向調査のフォームについての話。事務局、説明をお願いします。

○出光地域主権局次長：

プラチナウィークについては前回もご審議をいただいたが、道の方で年2回、5項目ずつぐらいの調査を行っておりまして、道内に居住する2500名をサンプルとして2段階無作為で抽出し、郵送でアンケート調査をしている。これにプラチナウィークについてどう思うかということについて、この調査にむけて道民の意向を調査していきたいと考えております。

前回お諮りしたときに、説明がちょっと難しすぎるのもっと簡略な問いにするべきだ、祝日をずらすだけではなく有給休暇をとるようにする方法もあるのでそういうことを聞いたほうが良いというご意見をいただきました。ご意見を踏まえアンケートを修正したものを資料4としてお配りしております。

この二重線で枠にしているところ、説明をシンプルにしました。「北海道だけ、本州など他地域と違う制度をつくることのできる道州制特区を活用し、敬老の日、体育の日、勤労感謝の日など既存の祝日をずらして、秋に大型連休をつくってはどうかというアイデアがあります。このアイデアを今後検討していくに当たって、貴方のお考えをお聞かせ下さい。」とすることで、問1で「問1 北海道独自の秋の大型連休について、あなたはどのように考えますか。次の中から1つだけお選びください。」という問いして選択肢として賛成である、反対である、どちらとも言えないとしました。付問2-1として「上記質問で「1 賛成である」を選んだ人にお伺いします。どのような理由で賛成ですか？ 次のなかから最も自分の意見に近いものを1つだけお選びください。」という問いに対して選択肢に旅行ができる、観光が振興する、本州と違った独自性を発揮できる、なかなか有給休暇がとりづらい、このような選択肢をつけました。付問2-2として「上記質問で「2 反対である」を選んだ人にお伺いします。どのような理由で反対ですか？ 次のなかから最も自分の意見に近いものを1つだけお選びください。」という問いに対して、今のままの日が良い、本州と違う休日をセットすることで支障がでる、大型連休を設けても皆やすめる訳ではない、有給休暇の取得の奨励など大型連休の新設の前にできることがあるという選択肢をつけました。このように修正したので、ご審議をお願いします。

○井上会長：

資料4 プラチナウィークについてということで、アンケート調査の原案についてですが、前回、この委員会で最初の原案が示されましたが、何人かの委員からご提言があり、それを踏まえて修正をおこなったものです。なにかご意見があれば出していきたい。

○林委員：

世代のことを思うと文字をもっと大きくした方が良いと思います。

○井上会長：

今回改めてくれるかどうか別にして、他のものも含めて、文字を大きくした方が良いと言った方が良くもしいない。

よろしいでしょうか。このように固めたいと思います。今出た意見を、全体の取り纏めの時に実現するかどうかは別にして言っていただく。この頁だけ変えるというわけにはいかないでしょうから。ただ全般的に公的な文書とか新聞とかの文字も大きくなっています。

本日は、資料2に基づき産業・雇用のところでかなり絞り込みを行った。次回は同じように地域再生のところで絞り込みを行いたい。あと、本来は今日実施する予定であった広域中核市制度・政令市等の法定要件緩和について、参考人をお呼びしてご意見を聞くこととなっている。事務局で付け加える点はあるか。

○渡辺地域主権局参事：

次回について、皆様にご照会させていただきましたが、参考人としてお願いしていた登別市の上野市長のスケジュールを調整させていただいた結果、4月24日、木曜日、1時半から開催させていただきたいと考えているので、よろしくお願いします。

○井上会長：

4月24日、木曜日、1時半からということ。福士先生は出席されると伺っている。よろしくご協力をお願いします。

今日、色んな意見を伺いました。進め方等について山本委員から意見が出ましたが、事務局に聞くと事務局主導になりますし、こちらでやると言うところこちら主導で、お互いに協力しながらしていかなければならない部分がありますので、そのあたりのところは我々も局長に理解をしていただいているのでよろしくお願いします。我々も先ほど五十嵐副会長からご意見がありましたが、道民の皆様に対して責任をもっていけるように審議していきたいので、委員の皆様、事務局の皆様にはご協力をよろしくお願いします。

本日はご苦労さまでした。（会議終了）